

## 幼保連携型認定こども園の個別審査基準の修正について（案）

## 1 個別審査基準修正の経緯

平成 27 年度第 1 回札幌市子ども・子育て会議認可確認部会（平成 27 年 5 月 7 日開催）において、ハード面だけの審査ではなく、ソフト面として「児童（特に低年齢児）の安全や危機管理、保育の質」を評価できる審査項目を追加すべきとの意見をいただいた。

## 2 個別審査基準変更の考え方

## (1) 審査の基本方針

札幌市における社会福祉施設の整備にあたっては、従来から次の点に留意して審査を行っていることから、個別審査基準の修正（追加）にあたってはこの考え方を踏襲する。

- ① 計画段階で評価できること
- ② 書面で審査できること
- ③ 主観により評価が変わる余地がないこと

## (2) 個別審査基準の構成

保育の質等に関する内容は、「補助対象とするか否か」ではなく、「認可すべきか否か」の判断要素とすることが望ましいことから、共通審査基準「4 運営」に保育の質等に関する個別審査基準の項目を追加することとする。なお、「4 運営」内の点数配分を調整し、配点（最高得点）は変更しないこととする。

共通審査基準	配点	摘要
1 事業計画との整合性	20 点	(変更なし)
2 欠格事由	—	(変更なし)
3 設備	20 点	(変更なし)
4 運営	20 点	保育の質等の項目を追加

施設整備審査基準	配点	摘要
5 資金計画	20 点	(変更なし)
6 設置主体の事業実績	10 点	(変更なし)
7 準備状況	10 点	(変更なし)

## 3 個別審査基準変更の具体的内容

## (1) 既存項目の点数配分（最高得点）の調整【20 点→12 点】

審査項目・基準	点数配分（修正前）	点数配分（修正案）
① 子育て支援事業の実施	10 点 (10・5・3)	6 点 (6・3・1)
② 食事の提供	10 点 (10・5・3)	6 点 (6・3・1)

## (2) 保育の質等に関する項目の追加【8 点】

審査項目・基準（配点）	市条例	摘要
③ 園長予定者の資格要件【2 点】 ・保育士資格及び幼稚園教諭免許を併有し、5 年以上の実務経験を有する（2 点） ・設置者が上記と同等以上であると認める者である（1 点） ・園長予定者が未定である（0 点）	第 11 条第 3 項 (備考 4)	園長の資格は、認定こども園法施行規則において、原則（両免所持かつ 5 年実務）と特例（同等以上）をそれぞれ規定。
④ 努力義務の職員配置【2 点】 ・副園長又は教頭を置く予定である（+1 点） ・主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭を置く予定である（+1 点）	第 11 条第 5 項	認定こども園法において、副園長、教頭、主幹養護教諭、養護教諭及び養護助教諭等について規定。
⑤ 虐待対策と危機管理の取組【2 点】 ・虐待対策に関するマニュアルが整備されている（+1 点） ・災害対応及び事故防止に関するマニュアルが整備されている（+1 点）	第 13 条 (虐待対策)	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び同解説において、虐待対策及び危機管理（災害対応・事故防止）をそれぞれ規定。
⑥ 事業内容の自己評価と改善の取組【2 点】 ・第三者評価を実施して結果を公表する（2 点） ・第三者評価を実施する、又は自己評価を実施して結果を公表する（1 点）	—	第三者評価及び自己評価については、保育の質の維持・向上を担保するものであることから個別審査基準の審査項目に加える。